



栃木県公報

令和7(2025)年
12月26日(金)
号外
第61号

目次

訓 令

○職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	1
教育委員会	
○義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正.....	2
○県立学校管理規則の一部改正.....	6
○公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正.....	7
人事委員会	
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正.....	7
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正.....	8
警察本部	
○警察職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	9

訓 令

栃木県訓令第7号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県知事 福田富一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程(昭和27年栃木県訓令第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。 (1) 前条第1号の勤務については、その勤務1回につき <u>4,700円</u> 。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき <u>2,350円</u> とする。 (2)・(3) 略 (4) 前条第4号の勤務については、その勤務1回につき <u>7,700円</u> 。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき <u>3,850円</u> とする。 (5)～(7) 略	(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。 (1) 前条第1号の勤務については、その勤務1回につき <u>4,400円</u> 。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき <u>2,200円</u> とする。 (2)・(3) 略 (4) 前条第4号の勤務については、その勤務1回につき <u>7,400円</u> 。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき <u>3,700円</u> とする。 (5)～(7) 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の職員の宿日直手当支給規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第13号

義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

義務教育等教員特別手当に関する規則及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(校務の種類)</p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の6第3項の教育委員会規則で定める校務は、次に掲げる校務とする。</p> <p>(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校的学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の校務</p>	
<p>(権衡職員)</p> <p>第2条 条例第9条の6第4項</p> <p>に規定する高等学校又は特別支援学校的高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>(権衡職員)</p> <p>第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の6第3項に規定する高等学校又は特別支援学校的高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額</p> <p>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額</p> <p>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が</p>

あるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1)～(5) 略

2 第1条第1号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に定める額に3,000円を加算した額とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

あるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1)～(5) 略

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号級	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年						
前再任用	1~4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
短時勤務	5~8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
職員以外の職員	9~12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13~16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17~20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21~24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25~28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29~32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33~36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37~40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41~44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45~48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49~52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53~56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57~60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61~64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65~68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69~72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73~76	2,700	3,500	4,700	5,100	

	77~80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81~84	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85~88	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89~92	2,900	3,900	5,000		
	93~96	3,000	4,000	5,000		
	97~100	3,100	4,100	5,100		
	101~104	3,100	4,200	5,100		
	105~108	3,200	4,300	5,100		
	109~112	3,200	4,400			
	113~116	3,200	4,400			
	117~120	3,300	4,500			
	121~124	3,300	4,600			
	125~128	3,300	4,700			
	129~132		4,700			
	133~136		4,700			
	137~140		4,700			
	141~144		4,700			
	145~148		4,800			
	149~152		4,900			
	153~156		4,900			
	157		4,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員 の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1~4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5~8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9~12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13~16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17~20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21~24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25~28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29~32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33~36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37~40	2,000	2,600	4,000	4,800	

	41~44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45~48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49~52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53~56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57~60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61~64	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65~68	2,600	3,700	4,700	5,200	
	69~72	2,600	3,800	4,700		
	73~76	2,700	3,800	4,700		
	77~80	2,800	3,900	4,700		
	81~84	2,800	4,000	4,800		
	85~88	2,800	4,100	5,000		
	89~92	2,900	4,200	5,000		
	93~96	3,000	4,300	5,000		
	97~100	3,100	4,400	5,100		
	101~104	3,100	4,400	5,100		
	105~108	3,200	4,500	5,100		
	109~112	3,200	4,600			
	113~116	3,200	4,700			
	117~120	3,300	4,700			
	121~124	3,300	4,700			
	125~128	3,300	4,700			
	129~132	3,400	4,700			
	133~136	3,400	4,800			
	137~140	3,400	4,900			
	141~144	3,500	4,900			
	145~148	3,500	4,900			
	149~152	3,500				
	153	3,500				
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>第8条から第10条まで 削除</u>	<u>第8条及び第9条 削除</u>
	(多学年学級担当手当) <u>第10条 条例第12条第1項の教育委員会が定める職</u>

	<p><u>員は、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師とする。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる者を除く。</u></p> <p>(1) <u>栃木県公立学校職員給与条例第8条の規定により給料の調整額を受ける者</u></p> <p>(2) <u>2以上の学年児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者</u></p> <p>(3) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者</u></p> <p>2 <u>多学年学級担当手当の額は、勤務した日1日につき290円とする。</u></p>
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)

第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。

(1) 略
(2) 条例第13条第1項第1号イの業務 8,000円
(3) 条例第13条第1項第1号ウの業務 8,000円
(4)・(5) 略

第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。

(1) 略
(2) 条例第13条第1項第1号イの業務 7,500円
(3) 条例第13条第1項第1号ウの業務 7,500円
(4)・(5) 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(教育政策課)

栃木県教育委員会規則第14号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 栃木県立栃木農業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立栃木農業高等学校	栃木市平井町911番地	全日制	男女	農業	植物科学	令和8年度から募集停止
					動物科学	
					環境デザイン	
					農業科学	
					食品科学	

別表第1 栃木県立真岡工業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立真岡工業高等学校	真岡市寺久保1丁目2番地 9	全日制	男女	工業	機械	令和8年度から募集停止
					生産機械	
					機械システム	
					建設	

				電子	
--	--	--	--	----	--

別表第1 栃木県立矢板高等学校の項を次のように改める。

栃木県立矢板高等学校	矢板市片俣618番地2	全日制	男女	農業 経営	
				機械	令和8年度から 募集停止
				電子	
				工業 システム	
				家庭	
				福祉	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会規則第15号

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和34年栃木県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,350円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務1回につき<u>7,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,850円</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務1回につき<u>7,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,700円</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の宿日直手当支給規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(教育政策課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第21号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県人事委員会委員長 茂呂和巳

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和36年栃木県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1種	2種	3種
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の322.5</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の382.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>)</p> <p>(3) 特定期付職員給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の315</u> (条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の375</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>)</p> <p>(3) 特定期付職員給料表の適用を受ける職員 <u>100分の262.5</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第8号

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

警察職員の宿日直手当支給規程(昭和29年栃木県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 前条第2項に掲げる者以外の者の宿日直手当の額は宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,700円</u>とし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>2,350円</u>とする。</p> <p>2 前条第2項に規定する者の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>7,700円</u>とし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>3,850円</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 前条第2項に掲げる者以外の者の宿日直手当の額は宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,400円</u>とし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 前条第2項に規定する者の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>7,400円</u>とし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき<u>3,700円</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の警察職員の宿日直手当支給規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。